

ISO/TC 211 国内委員会サポーター制度について

1) 制度の趣旨

公益財団法人 日本測量調査技術協会では、ISO/TC 211（地理空間情報）の国内審議団体として、ISO/TC 211 国内委員会を運営し、国内の意見の取りまとめ等を行っています。

ISO/TC 211 国内委員会では、地理空間情報がデジタル社会の基盤として幅広い分野で活用されている昨今の状況を踏まえ、専門的な立場から広く意見を求めるためサポーター制度を設けています。サポーター制度では、各分野の専門家が地理空間情報の国際標準化活動のエントリーポイントとして参画いただくことで、戦略的かつ分野横断的な標準化を推進し、世界的な課題の解決と新たな市場の創出に貢献するファーストステップとして機能することを目指しています。

2) サポーター

<サポーターの登録要件>

- ・ ISO/TC 211 規格策定に関連した専門性をもつ団体（研究機関・学術団体・業界団体・府省庁など）であること。
- ・ 所管所掌に応じ、部もしくは課や室、研究室単位での登録を可能とする。

<サポーターの権限と役割>

- ・ **ISO/TC 211 国内委員会の審議状況について情報を受け取ることができる。**
- ・ **サポーターの専門分野または関連分野に関する ISO/TC 211 発行文書を閲覧することができる。**

※ISO/TC 211 国内委員会運営事務局から提供される資料は、サポーター登録団体の所管所掌内でのみ閲覧可能とする。

- ・ サポーターは、ISO/TC 211 国内委員会に対し意見の提出及び知見の提供を行うことにより活動を支援する。

※サポーターから提出された意見は尊重した上で、その取り扱いについては ISO/TC 211 国内委員会および幹事会の責任において決定する。

<登録の更新・解除>

- ・ サポーター登録期間は、原則、登録日から翌年の 3 月 31 日までとし、辞退の申し出がない限り、自動延長するものとする。
- ・ サポーターは専門分野を登録するものとする（複数設定可）。
- ・ 担当者・連絡先・専門分野などが変更になる場合は、ISO/TC 211 国内委員会運営事務局へ変更連絡を行うものとする。
- ・ 辞退の申し出があった場合及びサポーターの登録要件を満たさないことが判明した場合は、上記の期間にかかわらず、サポーターの登録を解除するものとする。

<その他>

- ・ 事務局からサポーターに対し、活動に係る報酬交通費等は支給しない。
- ・ 登録の申請にあたっては、別途定める「サポーター登録票」を提出するものとする。
- ・ 登録情報は、ISO/TC 211 国内委員会の運営を目的として利用し、当該情報は事務局の個人情報の保護に関する基本方針 (<https://sokugikyo.or.jp/privacy-policy/>) に基づき厳重に管理する。

3) 連絡先

公益財団法人 日本測量調査技術協会 (ISO/TC 211 国内委員会運営事務局)

ISO/TC 211 国内委員会 事務局<gi-std@sokugikyo.or.jp>

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-40-11 看山ビル (6 階)

電話 : 03-3362-6840 FAX : 03-3362-6841

以上